

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	食品衛生法	法令の番号	昭和22年法律第233号				
不利益処分の種類	営業許可の取消等のおもちゃへの準用	根拠条項	第68条第1項				
処 分 基 準	<p>食品衛生法第6条、第9条、第12条、第13条第1項及び第2項、第16条から第20条まで（第18条第3項を除く。）、第25条から第61条まで（第51条、第52条第1項第2号及び第2項並びに第53条を除く。）並びに第63条から第65条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用し、それらに違反した場合は、第59条から61条に基づく不利益処分基準を適用する。</p>						
	<p>【厚生労働大臣の指定するおもちゃ】</p> <p>食品衛生法施行規則第78条</p> <p>第68条第1項に規定するおもちゃは、次のとおりとする。</p> <p>① 乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ</p> <p>② アクセサリーがん具（乳幼児がアクセサリーとして用いるがん具をいう。）、うつし絵、起き上がり、おめん、折り紙、がらがら、知育がん具（口に接触する可能性があるものに限り、この号に掲げるものを除く。）、つみき、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具、風船、ブロックがん具、ボール、ままごと用具</p> <p>③ 前号のおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ</p>						
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与（禁止・停止等）	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次NO	